

旭川工業高等専門学校受託研究取扱規則

制定	昭和47. 11. 8 達第14号	
改正	平成 6. 2. 22達第14号	平成 7. 12. 20達第10号
	平成11. 4. 1 達第 7 号	平成13. 12. 11達第 6 号
	平成16. 4. 1 達第46号	平成22. 12. 14達第 9 号
	平成23. 3. 18達第47号	平成27. 3. 20達第46号
	平成31. 3. 14規則第11号	令和 2. 10. 15規則第69号
	令和 3. 9. 21規則第33号	

旭川工業高等専門学校受託研究取扱規則

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年機構規則第47号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 受託研究は、本校の教育研究上有益であり、かつ、本校の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(受入手続)

第2条 校長は、受託研究の申込みをしようとする者に、受託研究申込書（別記様式第1号。以下「受託研究申込書」という。）を提出させるものとする。

2 校長は、受託研究申込書を受理したときは、当該研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）の同意を得て、次条に規定する審議を行うものとする。

3 研究担当者は、前項の同意をしたときは、校長に受託研究実施計画書（別記様式第2号。以下「受託研究実施計画書」という。）を提出しなければならない。

(受入れの決定)

第3条 校長は、受託研究申込書及び受託研究実施計画書を受理したときは、テクノセンター長及びテクノセンター副センター長による受入審査を経た上で、受入れについて決定するものとする。

2 前項の受入審査においては、申込内容により、校長が必要と認めた者を加えることができるものとする。

(受入決定の通知)

第4条 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、委託者及び契約担当役にそれぞれ受託研究承諾書（別記様式第3号）及び受託研究受入決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、速やかに契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、契約を締結したときは、校長に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、校長に受託研究完了報告書（別記様式第5号）により報告しなければならない。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、契約担当役に通知するものとする。

(事務)

第7条 受託研究の受入れ及び経理の事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この規程は、昭和47年11月8日から施行する。

附 則（平成6. 2. 22 達第14号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7. 12. 20 達第10号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11. 4. 1 達第7号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13. 12. 11 達第6号）

この規程は、平成13年12月11日から施行する。

附 則（平成16. 4. 1 達第46号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 12. 14 達第9号）

この規程は、平成22年12月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23. 3. 18 達第47号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 達第46号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 14 規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 10. 15 規則第69号）

この規則は、令和2年10月15日から施行する。

附 則（令和3. 9. 21 規則第33号）

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

受託研究申込書

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

所在地
機関名称
代表者名

1 研究題目

2 研究目的

3 研究内容

4 研究期間

5 希望する研究担当者の氏名

6 受託研究費用 円（消費税及び地方消費税含む）
（内訳：直接経費 円 間接経費 円）

7 その他
連絡先

所属・氏名：
所在地：
電話番号：
E-mail：

受託研究実施計画書

研究題目								
研究目的								
研究内容								
研究期間								
研究担当者	氏名	所属・職	役割分担					
受託研究に要する経費	区分		金額（税抜）	消費税等	計	備考		
	直接経費	人件費・謝金					不課税 ※2	
		旅費（国内）					課税対象	
		旅費（外国）					不課税 ※2	
		その他	設備・備品費					課税対象
			消耗品費					課税対象
			印刷・製品費					課税対象
			雑役務費					課税対象
			光熱費					課税対象
	その他					課税対象		
	その他 計							
	直接経費 計							
	間接経費 （直接経費の30%相当額）						課税対象	
	受託料						課税対象	
合計								
提供物品								
研究場所								

※1 積算内訳を添付すること。

※2 受託研究は「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当するため、原則として業務経費の全体が課税対象となる。したがって、不課税取引分については、消費税等欄に消費税相当額を計上する。

旭高専総第 号
(元号) 年 月 日

受託研究承諾書

(委 託 者) 殿

旭川工業高等専門学校長

(公印省略)

(元号) 年 月 日付で申込みのあった研究について、下記により受託します。

記

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究担当者
- (5) 受託研究費用 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
 - うち直接経費 円
 - 間接経費 円
 - 受託料 円
 - 消費税相当額 円
- (6) 研究期間
- (7) 提供物品
- (8) 研究場所
- (9) その他

(連絡先)

旭川工業高等専門学校 総務課研究協力係
電話番号 0166-55-8129

（元号） 年 月 日

契約担当役 殿

旭川工業高等専門学校長

受託研究受入決定通知書

下記の受託研究について、受入れを決定したので通知します。

記

受託研究の概要

委託者	所在地 名 称 代表者							
研究題目								
研究目的								
研究内容								
研究期間	(元号) 年 月 から (元号) 年 月 まで							
研究担当者	氏名			所属・職		役割分担		
受託研究費用	直接経費				間接経費	受託料	消費税 相当額	合計
	人件費 ・謝金	旅費	その他	小計	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円				

別記様式第5号（第6条関係）

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

研究担当者

受託研究完了報告書

（元号） 年 月 日付け契約に係る下記受託研究については、（元号） 年 月 日をもって研究を全て完了したので報告します。

記

1 研究題目

2 研究成果の概要

3 その他参考となる事項